

山梨県環境影響評価等技術審議会 次第

平成 19 年 8 月 27 日
恩賜林記念館 2 階特別会議室
13 : 30 ~ 17 : 30

1 . 開会

2 . あいさつ

3 . 議事

- 1) (仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
- 2) その他

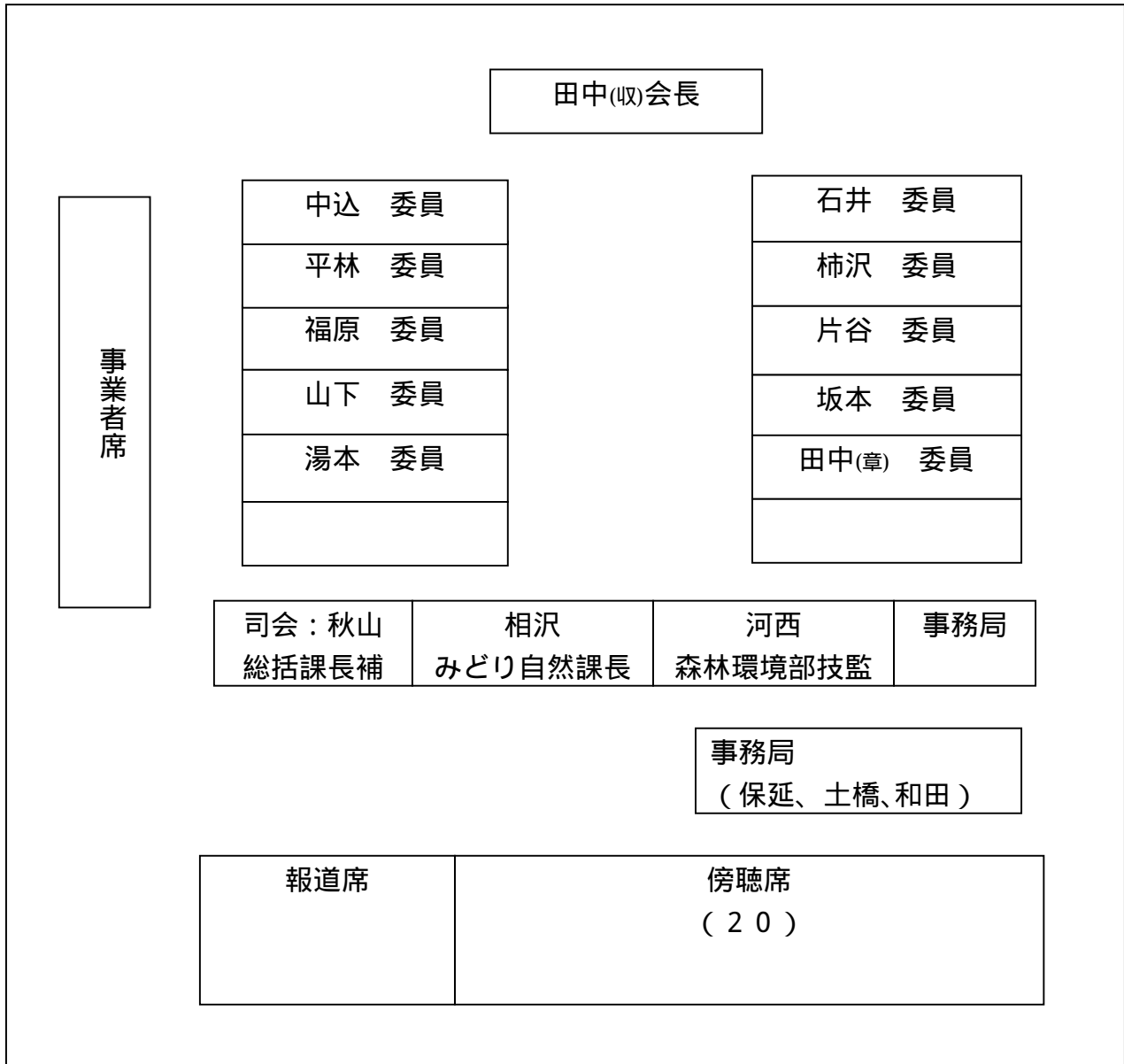
4 . 閉会

資料

- 1) 知事意見骨子 (案)
- 2) 意見整理表
- 3) 環境影響評価等技術審議会議事録 (H19.8.10)

環境影響評価等技術審議会 席次表

平成 19 年 8 月 27 日
恩賜林記念館 2 階特別会議室
13 : 30 ~ 17 : 30



委員の席順はアイウエオ順

みどり自然課 環境審査担当
内線 6 5 0 7 直通 055-223-1520

山梨県環境影響評価等技術審議会の開催について

(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続

山梨県環境影響評価等技術審議会の開催

開催日：平成 19 年 8 月 27 日、開会：13：30

会 場：恩賜林記念館 2 階 特別会議室

知事が事業者の作成した『環境影響評価方法書』について、環境の保全の見地からの意見を述べようとするときは、技術審議会の意見を聴かなければならないため。

(開催根拠法令：山梨県環境影響評価条例第 47 条第 2 項第 3 号)

技術審議会の審議内容は、「(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」に対する技術的事項について調査・審議する。

今回の技術審議会においては、これまでの技術審議会の検討結果の取りまとめを行う。

< 事業概要 >

事業者：甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
(山梨県笛吹市境川町藤岱 2 6 0 0 番地)
事業名称：(仮称) 甲府・峡東ごみ処理施設整備事業
対象事業の種類：廃棄物処理施設の設置(環境影響評価条例第 2 分類事業)
事業規模：処理能力 4 2 0 t / 日 (1 7 . 5 t / 時)
関係地域：甲府市、笛吹市

< これまでの手続き >

事業者による方法書縦覧：平成 19 年 5 月 7 日～平成 19 年 6 月 6 日
事業者による意見募集：平成 19 年 5 月 7 日～平成 19 年 6 月 20 日(意見：なし)
事業者からの意見概要及び見解の送付：平成 19 年 6 月 25 日

公 聴 会：方法書に対する意見がなかったことから条例の規定により
公聴会は開催せず。(条例第 12 条第 1 項)

山梨県環境影響評価等技術審議会の開催：平成 19 年 7 月 13 日(第 1 回)

関係市長意見の提出：平成 19 年 8 月 1 日(甲府市・笛吹市)

山梨県環境影響評価等技術審議会の開催：平成 19 年 8 月 10 日(第 2 回)

< 今後の手続き >

山梨県環境影響評価等技術審議会：平成 19 年 8 月 27 日(今回)

知事意見提出：平成 19 年 9 月 21 日(予定)(県 事業者)

90 日目の 9/24 は休日であることから、その直前の開庁日を設定

内 容

1. 案件審査 (仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
2. その他